

# 元請業者の皆様へ

## 社会保険等未加入対策の範囲を「すべての下請契約」に拡大します

現在松江市では入札参加者資格審査段階で社会保険等未加入業者を排除し、適切に社会保険等の法定福利費を負担する業者を契約の相手方とする取り組みを行っています。

このたび、更なる加入促進を図るため、令和2年度以降契約する市発注工事において、すべての下請契約から社会保険未加入業者の排除を図ることとします。

### 対策内容

- すべての下請契約において社会保険未加入業者と契約することを原則禁止し、建設工事請負契約約款において規定します。
- 未加入業者であっても、工事の施工が困難となる場合等の特別の事情がある場合、下請け契約することができます。ただし、一定期間内に加入手続きを行う必要があります。
- 違反した元請業者には指名停止等を検討します。（なお、罰則の適用は令和2年10月1日以降とする）

### 加入確認について

- 提出していただく施工体制台帳により下請業者の社会保険等加入状況を確認します。
- 施工体制台帳提出の際、法定福利費を内訳明示した見積書の確認を行います。
- 社会保険等加入状況の確認に当たっては、必要に応じて保険料の領収済通知書等関係資料のコピーを提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講ずるよう努めてください。

### 社会保険未加入対策を通じて、

- ◇ 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
  - ◇ 法定福利を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築
- を図っていきたいと考えておりますのでご協力をお願いします。

松江市財政部契約検査課

建設工事監理室

電話：0852-55-5669

## 見積書記載例(参考)

見 積 書			
		平成 年 月 日	
〇〇建設(株) 様		(株)〇〇土木 代表取締役〇〇 〇〇	
工事名: _____		〇〇〇工事	
工事価格	¥	—	(工事費内訳書)
法定福利費	¥	—	(労務費総額×社会保険料事業主負担率)
工事総額	¥	—	(工事価格+法定福利費)
消費税額	¥	—	(工事総額×消費税率)
合計	¥	—	

## 令和2年3月現在の各法定保険料率(参考)

	全額	事業主負担分	本人負担分
健康保険料 ※1	10.15%	5.075%	5.075%
介護保険料	1.79%	0.895%	0.895%
厚生年金保険料	18.3%	9.15%	9.15%
雇用保険料	1.2%	0.8%	0.4%

※1 協会けんぽの島根県の料率です。

## 見積書作成方法

- 国土交通省作成の「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」を参考に作成してください。
- 見積書の書式は任意です。各専門工事業団体が作成している標準見積書を参考にしてください。

松江市ホームページ「入札・契約情報」

<http://www1.city.matsue.shimane.jp/jigyousha/nyusatsu/>

国土交通省ホームページ「建設業の社会保険加入対策」

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000080.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html)